

シェア経済の発展促進に関する指導的意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国家発展改革委員会・工業情報化部等8部門は、7月3日に「シェア経済の発展促進に関する指導的意見」（中国語名「关于促进分享经济发展的指导性意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国ではシェア経済が急速に発展しており、2016年の同取引高は、前年比倍増の3.5兆元となり、消費者は6億人、サービス提供者は約6,000万人に達している。しかし、シェア経済を更に発展させるためには、「認識の不一致」・「制度の不適応」・「保障の不健全さ」といった問題への対応が必要であり、そのための政策の方向性を示したのが、この「意見」である。
- 「意見」は、シェア経済について「ネットワーク・情報技術の利用、インターネット上のプラットフォームを通じて分散している資源の最適配分と利用効率の向上を図る新たな経済形態であり、需給の柔軟かつ即時、効率的なマッチングに優れ、誰でも参加しその恩恵を享受できる発展方式である」と位置付けた上で、シェア経済の発展促進に係る政策の方向性を多方面から提示している。具体的には、発展目標（供給側構造改革の推進に重点を置き、経済・社会発展過程で生じた各種需要の充足）、基本原則（「革新の奨励、包容・慎重」）、監督管理体制（政府・プラットフォーム企業・業界団体・資源提供者・消費者が共同で参加するガバナンス体制の整備）、関係者の権利・責任・義務（異なる業態・特徴に基づく科学的・合理的な確定）、苦情処理・紛争解決メカニズムと企業間競争（プラットフォーム企業・業界団体主導のメカニズムの構築、効果的かつ秩序ある企業間競争の奨励・促進）、情報の開示・共有（信用情報プラットフォーム間の相互接続・情報共有の推進）、海外進出（競争優位のあるプラットフォーム企業の秩序ある海外進出の奨励・支援）、公共サービスの改善（政府部門間のデータ共有・公共データ開放、シェア経済を活用した政府調達拡大）、雇用促進（シェア経済の特徴に応じた非正規雇用者の社会保険加入措置の研究と労働者の権益保護強化）、税制・統計制度（シェア経済に係る課税措置の研究と統計調査指標・評価指標の健全化推進）、立法・政策立案体制（シェア経済向け法規・政策の制定と各地方政府・関係部門の主体性強化）等が示されている。

【構成(概要)】

「シェア経済の発展促進に関する指導的意見」

(発改高技[2017]1245号)

成立日：2017年7月3日、発表日：2017年7月3日

- 1～2. シェア経済は、「ネットワーク・情報技術の利用、インターネット上のプラットフォームを通じて分散している資源の最適配分と利用効率の向上を図る」新たな経済形態、「需給の柔軟かつ即時、効率的なマッチングに優れ、誰でも参加しその恩恵を享受できる」発展方式である。
3. シェア経済の発展促進に際しては、供給側構造改革の推進に重点を置き、経済・社会発展過程で生じた各種需要の充足を目標とし、「革新の奨励、包容・慎重」を原則として進めていく。
- 4～5. シェア経済の業界・領域毎の属性を見極めた上できめ細かい管理措置を制定する（パブリックコメントの募集による政策の透明性向上等）。政府・プラットフォーム企業・業界団体・資源提供者・消費者が共同で参加するガバナンス体制を整える。
6. シェア経済の異なる業態・特徴に基づいてプラットフォーム企業・資源提供者・消費者のそれぞれの権利・責任・義務を科学的・合理的に確定し、責任追及の基準と責任履行の範囲を明確化する。ネット企業に対する資格審査の強化により消費者の権益を保護する。
- 7～8. プラットフォーム企業主導の苦情処理・紛争解決メカニズムの構築、法に基づくユーザーの苦情処理・権益保護を目的とした業界団体主導による第三者プラットフォームの構築、効果的かつ秩序ある企業間競争を奨励・促進する。
9. 全国信用情報共有プラットフォーム・国家企業信用情報公示システム・金融信用情報データベースの役割の積極的な発揮、信用情報プラットフォーム間の相互接続・情報共有を推進する。
10. 競争優位のあるプラットフォーム企業の秩序ある海外進出を奨励・支援する。国際交流・協力の強化や国際市場の積極的開拓を通じて国際的影響力を持つ企業・ブランドを育成する。
11. 政府部門間のデータ共有・公共データの開放等を通じて公共サービスの供給拡大・効率向上・コスト削減を大いに推進する。シェア経済を活用した政府調達を拡大する。
12. シェア経済の雇用促進効果を積極的に発揮する。シェア経済の特徴に応じた非正規雇用者の社会保険加入措置を研究し、シェア経済に従事する労働者の権益保護を強化する。
- 13～14. シェア経済に係る課税措置を研究し、それに係る統計調査指標・評価指標を健全化する。
- 15～16. シェア経済向け法規・政策を制定すると共に、各地方政府と関係部門の主体性を強化する。

* 中国語全文は、http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201707/t20170703_853853.html
から入手可能（2017年8月16日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。